

(別添)

「多重債務者相談強化キャンペーン 2009」の実施要領

1. 概要

- ① 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）及び日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が共催で、平成21年9月1日（火）～12月31日（木）の間、「多重債務者相談強化キャンペーン 2009」を設ける。
- ② キャンペーン期間のうち、特に9月と12月を重点月間と位置づけ、多重債務者対策本部、日弁連、日司連、法テラスにおいて、互いに連携して積極的な広報活動などを行う。
- ③ 「多重債務者相談強化キャンペーン 2009」の実施にあたり、共催団体連名で全国の都道府県に呼びかけ、キャンペーン期間中、都道府県及び当該都道府県の弁護士会・司法書士会が共同で無料相談会を実施する。
- ④ 特に今年度のキャンペーンにおいては、多重債務に陥っている中小・零細事業者も相談に訪れるよう、ポスター、地域の広報誌などを利用し広報活動を行う。
- ⑤ 今年度は、全国的に配布する広報物については、法テラスのコールセンターの電話番号を一元的な案内窓口として記載することにより、広報物を見た者が無料相談会の日時や場所を問い合わせることが可能となるよう、工夫する。
- ⑥ 各都道府県で実施する無料相談会や場所については、各都道府県においても、地域の広報誌等を利用し、広報活動を行う。
- ⑦ キャンペーン期間中は、例えば、集中的に開催期間を設ける場合は一週間程度設ける、休日・夜間に相談を受け付けるなど、多数の相談者が相談できるよう、相談会の日時を設定する。なお、実施日は各都道府県並びに当該都道府県の弁護士会及び司法書士会が相談して決定する。
- ⑧ 無料相談会の実施主体は都道府県及び当該都道府県の弁護士会・司法書士会とし、周辺市区町村の相談員（又は相談に当たる職員。以下「相談員等」という。）の参加を呼びかける（既に「多重債務者対策本部（又は協議会）」を設置している都道府県においては、本部を実施主体とすることも可とする。）。
- ⑨ 当日は、自治体の相談員等と弁護士又は司法書士が同席して多重債務者相談に当たり、多重債務者を債務整理に導くことを基本とする。

- ⑩ 本企画は、改正貸金業法等の完全施行時までには相談窓口の整備を求められる市町村の相談員等が、弁護士又は司法書士と同席して多重債務者相談を行うことにより、相談に関する経験を積む実地研修としても位置づける。

2. 費用負担

- ① 当日参加する弁護士・司法書士の費用は交通費を含めて全て弁護士会・司法書士会側で負担する。
- ② 相談会の会場は、各都道府県と当該都道府県の弁護士会・司法書士会が相談の上適宜確保する（各都道府県の体育館を利用することや、消費生活センター、弁護士会・司法書士会の施設等を利用することが考えられる。また、会場を選定する際は、相談に訪れる者のプライバシーに配慮する。）。
- ③ 当日、相談用の仮設電話を設置する場合の費用は、原則として弁護士会・司法書士会側で負担する。
- ④ 「多重債務者相談強化キャンペーン 2009」の広報は、金融庁、日弁連、日司連、法テラスの共同で全国展開する。併せて、各都道府県においては、地域の広報誌等も活用する。

3. 期待される効果

- ① 全国的に多重債務者相談会を宣伝することで、潜在的な多重債務者が相談窓口を訪れる契機を提供する。
- ② 自治体の相談員等が弁護士・司法書士と同席して多重債務者相談に当たることにより、多重債務者相談に関する経験を積むことが期待できる。
- ③ 相談員等と弁護士・司法書士が連携してこのようなイベントを実施することで、双方の連携が深まる。

4. 留意点

(1) 債務整理費用の負担削減

- ① 無料相談会を経て、具体の債務整理の手続きに移行する場合、相談者が特定調停による債務整理が適当と判断されれば、弁護士・司法書士は積極的に特定調停の手続きを薦め、相談者の費用負担削減に努める。
- ② 無料相談会には生活に困窮している多重債務者が多いと予想されることから、仮に、弁護士・司法書士が受任することになった場合には、弁護士費用・司法書士費用については、その実情に応じ極力低廉な価格に設定し、併せて分割返済を基本とする。
- ③ 相談者に対して、法テラスの民事法律扶助制度について説明を行い、必要な場合はその活用を図る。

(2) 相談の際の留意点

- ① 相談の際、債務整理の手続きをとる場合、以後新たな借入れを受けることが困難となる可能性がある旨を相談者に説明することとする。

(3) 自殺対策部局等との連携

- ① キャンペーンの実施にあたり、必要に応じて、各都道府県、政令指定都市の自殺対策担当部署との連携体制のより一層の整備に務める（例えば、自殺関連の相談が寄せられた場合に、当該相談者が多重債務に陥っていることが判明したときは、当該都道府県、市区町村の多重債務者向け相談窓口へ誘導できるよう、事前に連絡先等を周知する等の体制を整えておくことが考えられる。）。
- ② また、必要に応じて、他の関係機関、各都道府県の関係部局とも連携する（例えば、ヤミ金融に関する相談が寄せられた場合には警察への情報提供を行う、公的な融資制度に関する相談が寄せられた場合には社会福祉協議会や各都道府県の担当部局を紹介する等が考えられる。）。

(4) その他

- ① 実施にあたっては、本実施要領を基本とし、詳細については、各都道府県と当該都道府県の弁護士会、司法書士会、法テラス地方事務所が相談の上定めることとする。
- ② 来年度以降の実施については、各自治体の相談窓口の整備状況を踏まえ、多重債務者対策本部本部長が決定する。